

自治会(町内会)設置防犯灯電気料金市負担要領

1 趣旨

夜間における犯罪の発生を防止し、市民の安心・安全を図るため、市が電気料金を負担する防犯灯の認定について必要な事項を定めるものとする。

2 協議

自治会(町内会)で現に設置し、維持管理を行っている防犯灯又は新たに自治会(町内会)で設置し、維持管理を行おうとする防犯灯で、市が電気料金を負担する防犯灯として認定を受けようとするものは、あらかじめ市長に協議しなければならない。

3 認定の対象となる防犯灯

市が電気料金を負担する防犯灯として認定するもの(以下「認定防犯灯」という。)は、次に掲げる要件のすべてに該当するものとする。

- (1) 自治会(町内会)で設置し、維持管理を行う防犯灯であること。
- (2) 夜間における歩行者の通行の安全を目的として、市が管理する道路若しくは市が管理する道路以外の道路で一般交通の用に供しているもの又は特に市長が認めた道路に設置される防犯灯であること。
- (3) 消費電力10WまでのLED防犯灯であること。
- (4) 隣接する既設認定防犯灯及び公設街路灯等(以下「既設照明等」という。)との間隔が直線道路においては、原則50m以上であること。

但し、見通しの悪い道路の屈曲部分、道路の勾配が急激に変化する場所等で照明が届きにくいと認められる場合は、この限りでない。

- (5) 設置及び維持管理に要する費用を個々に負担するスポンサー方式でないもの又は広告を掲出していないものであること。

4 認定の手続

- (1) 2に示す協議により、当該防犯灯が3の各号に示す認定の要件に該当すると認められる場合は、その旨を自治会(町内会)に通知するものとする。
- (2) 自治会(町内会)は、防犯灯として認定を受けようとするときは、所定の申請書を市長に提出するものとする。
- (3) 市長は、申請書が提出されたときは、3の認定基準に従い、認定の可否を決定し、決定通知書により自治会(町内会)に通知するものとする。

5 電気料金の負担

認定防犯灯の電気料金は、市長が認定した日が属する月の翌月から負担する。

6 廃止・変更の届出

認定防犯灯を廃止する場合及び位置等の変更が必要となった場合は、予め市長に協議し、施工完了後速やかに届け出なければならない。

7 認定の取消し

市は、自治会（町内会）が3の規定に違反したとき、又は条件を満たさなくなったときは、認定を取り消すことができる。但し、自治会（町内会）の都合によることなく、道路改良、電柱移転等管理上やむを得ない移転による場合は、3（4）の規定は適用しない。

8 維持管理

自治会（町内会）は、防犯灯の交換、補修等を行い、常に良好な状態を保持するように努めるものとする。この場合における費用の負担は、当該自治会（町内会）の負担とする。

附 則

この要領は、平成3年2月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、2011年（平成23年）4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要領の施行の際、現に市長の認定を受けている街路灯については、4に定めるところにより、市長が認定した防犯灯とみなす。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、2020年（令和2年）4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、2022年（令和4年）7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要領の施行の際、現に市長の認定を受けている認定防犯灯については、4に定めるところにより、市長が認定した防犯灯とみなす。但し、消費電力10W超の認定防犯灯については、当分の間、市の給付する材料により消費電力10WまでのLED防犯灯へ替え得ることとする。